

いてまでの5件について、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、5件を一括議題といたしまして、市長の提案説明を受け、1件ごとに質疑、討論、表決を行っていただきます。

なお、表決の方法につきましては、起立採決を予定しております。

次に、日程第8、議案第81号 長井市後期高齢者医療に関する条例の設定についてから、日程第16、議案第91号 平成19年度長井市水道事業会計補正予算第1号までの9件を一括議題といたしまして、市長の提案説明を受けた後、上程をされました案件9件について1件ずつ質疑を行い、一般議案3件につきましては別紙付託表のとおり所管する委員会に付託をして審査をしていただきます。補正予算6件につきましては、予算特別委員会を設置し、付託の上、審査をしていただきます。

なお、予算特別委員長から委員長の辞任願が提出されておりますので、本日本会議終了後、予算特別委員会を開催し、ご協議くださるようお願いいたします。

次に、日程第17、請願第10号 牛海綿状脳症（BSE）全頭検査に対する全額補助継続を求める意見書を政府等に提出することを求める件から、日程第22、請願第15号 法人税・所得税及び証券税制見直しに関する意見書提出方請願までの請願6件につきましては、別紙付託表のとおり関係する常任委員会に付託をして審査をしていただきます。

市政一般に関する質問につきましては、議事日程第2号、第3号のとおり12月7日、10日の2日間とし、このたびの質問者は6名の予定ですので、第1日目4名、第2日目2名といたします。

なお、一般質問発言通告書は、質問内容、答弁者を具体的に記載の上、本日執務時間内に提出をお願いいたします。

各常任委員会、特別委員会の日程につきましては、日程表のとおりであります。

予算総括質疑発言通告書の締め切りは12月14日、討論発言通告書の締め切りは12月18日といたします。

なお、最終日、本会議前に議会運営委員会を開催させていただきます。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます、報告といたします。

○佐々木謙二議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告がありましたとおり、本日から21日までの18日間と決定し、会議日程につきましては、お手元に配付してあります平成19年第6回市議会定例会会議日程表のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

これより上程いたします日程第3、議案第78号から、日程第7、議案第85号までの5件は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第3 議案第78号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について外4件

○佐々木謙二議長 それでは、日程第3、議案第78号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につ

+

いてから、日程第7、議案第85号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 おはようございます。

議案第78号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、鶴岡地区衛生処理組合及び鶴岡地区消防事務組合が平成19年3月31日で解散したことに伴い規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により、ご提案申し上げます。

次に、議案第79号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明申し上げます。

本案は、山形県後期高齢者医療広域連合の事務所の移転に伴い規約の一部を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により、ご提案申し上げます。

議案第80号 長井市平野児童センター敷地内側溝の欠陥による事故に係る損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本案は、市が設置する平野児童センター敷地内の側溝の欠陥による事故に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、ご提案申し上げます。

次に、議案第82号 長井市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、郵政民営化法の施行及び証券取引法の題名の改正に伴い所要の改正を行うため、ご提案申し上げます。

議案第85号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、郵政民営化法が施行されたことに伴い所要の改正を行うため、ご提案申し上げます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木謙二議長 提案者の説明が終わりました。

これより1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第3、議案第78号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第78号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第79号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての1件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 市民課長にお伺いをいたしますが、事務所を山形市内から寒河江市内に移すということだと思いますけれども、今までは自治会館の中にあったわけですね。国保連合会と一緒に。それが寒河江のどこに移転をするということになるのか、それから新しく建てるのか、その際の費用はどこがどういうふうな負担をしていくのか、お聞かせをいただきたい。

○佐々木謙二議長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答えいたします。

現在広域連合の事務所は自治会館にありまして、国保連合会と隣り合わせというか、そこで業務をしております。国保連合会につきましては、現在寒河江市のパーキングエリアの近く、ちょっと今住所手元にありませんので、場所はパーキングエリアの近くに建設中であります。国保連合会と広域連合は密接な関係がございまして、レセプト点検、それから国保連合会のシステム等で密接な関係があることから、同じフロアで執務するのが効率性、経済性が実現できるというようなことによりまして、国保連合会に広域連合の事務所のスペースをとっていただくよう昨年の10月16日に要請を行ったところあります。それに基づいて建設を行いまして、4月中旬に完成を見ているところであります。その後に国保連合会と同じく広域連合も移転するというふうに伺っております。

負担につきましては、広域連合の構成市町村で負担することになります。

以上です。

○佐々木謙二議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 その際の、新しくつくるわけですが、建設の金額ですね、それはどれくらいで、国保連合会と後期高齢者医療広域連合の負担割合というのはどういうふうになるんですか。それは保険料に加算をさせるということになるのか、各自治体がその分負担をするというふうになるのか、その辺の仕組みをちょっとお聞かせをいただきたいんですが。

○佐々木謙二議長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答えいたします。

詳細の金額については後ほどお示しさせていただきますが、基金10億円がたしかあったと思うんですが、それを取り崩して今回の建設の負担に充てるというふうに認識しております。

以上です。

○10番 高橋孝夫議員 議長、きょうこれ委員

会付託省略してるわけだから、回答もらわなければちょっと前に進まないんですよ。

○佐々木謙二議長 市民課長、資料ありませんか。浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 じゃあ、ちょっと時間をいただきまして資料を整えたいと思います。よろしいでしょうか。

○佐々木謙二議長 暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時32分 再開

○佐々木謙二議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答えいたします。

まず住所ですけども、寒河江市大字寒河江字久保6番というふうになります。

それから国保連合会で建設している建設費でございまして、8億4,605万円ということになります。

新たな広域連合の負担でございまして、無償で借用するというので、新たな負担は伴いません。

以上です。

○佐々木謙二議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 そこはわかりました。

総務課長にお伺いをしますけれども、この自治会館の運営というのがちょっと大変になるんじゃないかという気がするわけです。自治会館というのは、各市町村もちろん拠出をして建設してるわけですが、大部分を占める国保連合会が出ていくわけですが、そういった後に自治会館の運営がおかしくなって市町村がまたどうこうしなきゃならないなどということはないんでしょうか、その辺はどのように検討

+

されているのでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○佐々木謙二議長 平 進介総務課長。

○平 進介総務課長 お答えいたします。

自治会館につきましては、自治会館の管理組合を組織いたしまして、そこで運営しております。このたび後期高齢者の医療広域連合というように国保連合会がそこを今まで借用していたわけですが、そこから離れるということで、自治会館があくというふうなことになりまして、その部分について今管理組合の方でもその部分を借りていただけるような団体を探しておりますが、それが見つからないとするならばその管理運営につきましては、市町村の負担等もありますので、負担の額については多くなる可能性があるというふうに考えております。

○佐々木謙二議長 ほかにご質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第79号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 起立多数であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第80号 長井市平野児童センター敷地内側溝の欠陥による事故に係る損害賠償の額の決定についての1件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 議長をお願いをしたいのですが、幾つか疑問がございますので、これ

からしばらくの間、一問一答で質疑をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木謙二議長 高橋孝夫議員のとおり許可いたします。

10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 ありがとうございます。

まず、福祉事務所長にお伺いをいたしますが、この今回の平野児童センターの敷地内の側溝の欠陥による事故ということになるようですけれども、原因、ここにありますが、具体的にどういうふうになったのか。平野児童センターの側溝というのはどこにあって、どういうぐあいでこういう事故が起きたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○佐々木謙二議長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 お答えいたします。

敷地内、ちょっと確実な場所はわからないんですけども、たしか写真で見た限りでは幅が15センチから20センチぐらいの幅だと思います。そこにグレーチングがかかっておったんですが、コンクリートの部分が欠けておまして、すきがあいてぐらぐらしておったような状況のところから救助工作車のタイヤが上がってはね上がって車両の下の部分が破損したというふうに聞いております。

○佐々木謙二議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 これ請求者も市長で払う方も市長だからちょっとあれなんですけども、今、福祉事務所長からあったように、すきが出てぐらぐらしていたんだというお話なわけですね。これはいつからそういう状態だったのですか。

○佐々木謙二議長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 お答えします。

いつからというのは確認しておりませんが、その後の処理としまして危険箇所につきましては埋め戻したと。水路も流れるような状態にな

かったということから埋め戻しておるといふうに聞いております。

○佐々木謙二議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 いや、私も現場に行ってみたんです。現場に行ってみたら、確かに福祉事務所長が言われるように簡単に埋め戻していたんです。見れば何でもこんなところという感じなんですよ。正直言ってね。

その後の処理はいいんですが、これいつからこういうふうになってたんですか。平野児童センターの職員からは指摘がなかったんですか。危ないから何とかしてもらえないとかいう要請は福祉事務所の方になかったんですか。

○佐々木謙二議長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 担当の職員が遊具の調査とか見に行ったりはしておりますが、側溝の件については私、福祉事務所に来てからは聞いたことがまだなかったというふうに思います。

○佐々木謙二議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 私11月の27日に現場に行きました。そのときに当然最初どこかわかりませんでしたから、職員の方にお聞きをしたわけです。「これよっぽど前から危なかったんだ」と言うわけです。どうしてもそこに職員の車をとめているんですけども、車とめるとき、それから出るときもこれは本当にお互いに危ないから、危ないからということで以前から「あそこ通るときは気をつけようね」という話をしてたんだと。でもなかなか直してもらえなかったんだというお話があるわけですけども、本当にここ直してほしいという要請はこの間なかったということですか。

○佐々木謙二議長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 私が2年間いる間には、ちょっと聞いたことはございませんでした。

○佐々木謙二議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 それは残念なことだなと、こう思いますね。

今回結果的に市が悪いということで、長井市が西置賜行政組合に対して損害を賠償する、こうなるわけですけれども、そうすると今回、10月15日に事故に遭ったときにお互いにそこに行つてどっちが悪いとかどうするかという話があったわけですが、そのときは過失割合がどっちにあるなんていう話もちろんしたと思うんですけども、それはどういうふうなことになったんですか、結末として。事故が起きて、現場で多分福祉事務所長は行かなかったかもしれないけども、福祉事務所と、それから行政組合、消防本部と話し合いをされたと思うんですが、そのときの過失のあり方についてはどういうふうに整理をされたんですか。

○佐々木謙二議長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 平野児童センターの子供の避難訓練ということで消防の方をお願いして来てもらっているということでありまして。赤い消防車を見せたいというようなことで毎回来てもらっているということが一つ。

それから敷地につきましては市の方での管理責任ということで、そういった状況になっておったということで消防の方には運転上の過失はなかったということで、こちら側の損害賠償というふうなことになったと思っております。

○佐々木謙二議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 私そこがうんとわからないです。今回訓練だということで、福祉事務所を通して多分行政組合の方をお願いをしたんですね。工作車来てほしい、工作車と言ったかどうかはわからないけども、と言ったわけですね。そこで敷地内で事故に遭った。救助工作車の下の部分ですね、それがグレーチングがはね返ったことによって穴あいてしまった。そして工作車というのはいろんな引き出しがあるんですけども、工具を入れてる、あれがあかなくなったんだんですけども、そういうふうになったんだということです。けども、じゃあ例え

+

ば救急出動みたいのがあって、私のうちに来てもらったと。救急車でも何でもいい。けども来てもらったときに私の家のところの側溝に入って壊れたという場合は、これは私の責任ですか。これはちょっと違うと思うんですね。いろんな状況を見て、運転する立場というのはあって、する人というのが危ないとかあると思うんですよ。それが全然問われないということでしょうか、こういう場合は。通常の出動の場合はどうなるのでしょうか。消防主幹もいらっやいますから、両方からお聞かせをいただきたい。

○佐々木謙二議長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 お答えします。

私の考えでは、道路にもし落ち度があれば、これは今度道路管理者の責任になるかと思えます。ただ、道路について、道路がちゃんとした状態であり、運転のせい例えばそういうふうな側溝に入ったということになれば、これは自損ということになりますので、これは消防の方でといいますか、車両側の方の責任というふうにとらえます。

ただ、今までもケースがありましたが、道路に穴があいていて一般の方の車が破損したというような場合には、市の方でやっぱり損害賠償したというふうな記憶があります。

○佐々木謙二議長 飯澤 孝消防主幹。

○飯澤 孝消防主幹 ただいまの質問にお答えを申し上げます。

救急車が各一般市民の皆様から要請があって出動した場合、その中で一般市民の皆様が敷地内で事故が起きた場合の損害というふうなことでございますが、今までの例を申し上げますと救急車におきましては3名の隊員が出動します。その中で誘導を図りながら実施するわけですが、不慮の事故でそういったことが発生した場合、私の記憶では消防署の方の責任というふうな形で修理をしていたのではないかなというふうに私は今の時点では感じているところでございま

す。

○佐々木謙二議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 今、消防主幹言われるとおりだと思うんですよ。結局今回だって訓練という仕事で行ってるわけだよね、行政組合は。そこには当然にして注意の義務というのは発生するし、それなりの配慮というのはなされなきゃいけない。けども今回なかなか理解しがたいのは、そういう私はお互いに過失があったんだと思うんですよ。けども以前から悪かったみたいだし、どうも頼んだ方だから仕方ないみたいな感じでこの処理がなされたとすればちょっと余りにも身内で何となく簡単にというか、処理をしてしまったんじゃないかという感じが私はするわけですが、そういうことはなかったですか。ちゃんと話し合われたんですか、現場で。どういう状態でお互いの過失はどうだというやりとりなどもしてされたのでしょうか。これ保険のところは総務課じゃない、財政課ですか、も含めてどういう話し合いの中でこういうふうな処理の仕方になったのか、ちょっとわかるように教えていただきたいですが。

○佐々木謙二議長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 お答えします。

例えば市役所の敷地の中で前にあったことなございですが、マンホールのふたがやっぱり同じような状況になっていて、そこに乗用車が乗って破損したというような例がありました。この場合につきましても、やはり施設の管理責任ということで、きちんとふたがかかっている状況でなかったということから市の方で賠償した経過がございます。

同じように、これは敷地の中できちんとふたがかかっているべきところコンクリートが破損しておってぐらぐらしておったということで、これにつきましては当然児童センターといいいますか、市の方の責任ということで賠償させてもらったというふうに考えております。

○佐々木謙二議長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えいたします。

保険の担当の立場といたしましては、各課、原課の方から起きた事故報告書によって、その事案を承知することになります。今回の事案につきましても福祉事務所の施設担当者の方から報告を受けました。その際、私の方でもいろいろヒアリングというか、詳細についてお聞きしたところですが、その内容によりますと先ほど来福祉事務所長が申し上げておりますとおり、施設の管理に瑕疵があったと認めざるを得ないという状況を私なりに判断をさせていただいたところでは、高橋議員おっしゃるとおり、瑕疵がなければ当然運転していた側がタイヤを何らかの格好でそのグレーチングにぶつける、あるいは踏むということではね上がったということで、向こう側が全部あるいは過失割合の相殺ということも起こってくるのかもしれませんが、話を聞いた段階では、やっぱり施設の管理側に瑕疵があったのだというふうに認めざるを得ないというふうに私は判断いたしましたところでは。

示談の中身につきましては後日承知しましたが、100・ゼロという中身で全額賠償するんだということで示談をしたいということだったので、以前に承知しておった中身からすれば私なりに妥当だと思ったところでは。

それで決裁をしながら保険の方にも連絡をさせていただいたところ、それはそれでいいということだったので、今回あわせて保険の方にも請求しながら今回の損害賠償の額の決定に当たったということだと思っております。

以上です。

○佐々木謙二議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 もう一回福祉事務所長にお伺いしますが、事故が起こったときに現場で福祉事務所の職員も立ち会って、行政組合の職員と消防署の職員の立ち会いのもとに状態を見て、そして判断をしたということですか。

立ち会ったんですね。それはどうですか。

○佐々木謙二議長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 私そのときの両者の立ち会いにつきましては、まだはっきりと確認しておりません。

○佐々木謙二議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 言われるように、確かに瑕疵はあるのよ。長井市の所有地としての本場に管理しなければならないところで一番問題あったんです。それは私もわかります。けども、だからってこういうことを意外と簡単に安易に決め過ぎはしなかったのかというところは、私は問題残るのではないかなという気がするんです。さっきも申し上げましたように、仕事で行ってるわけですから、行政組合の職員だって、そのときにはやっぱりちゃんと注意義務というのはあるし、そういうことも含めて児童に教えなきゃいけないわけでしょう。そういうことというのはやっぱりもう少しわかる、そういうこともちゃんと踏まえた上でこの過失割合など、あるいは対応の仕方というものを私は明確にすべきではないのかなというふうに感じたんです。一般の場合、本当に救急車頼んで、そして来てもらって、たまたま玄関の前にちょっと穴あって、そこ落ちてしまって、それでなったときに頼んだ方がじゃあ負担をしなきゃいけないのかと、これから、などという例にはいけないわけですよ、これ。そういうようなことも含めて私は、もう少し慎重な対応をすべきだったのではないかなというふうに感じます。保険から出るからいいという問題ではないと私は思うんです。

これこれ以上言いませんけれども、例えば福祉事務所が所管をしているいろんな施設ですね、遊具の話さっきありましたけれども、そういうところってあとほかにないのかどうか。あるいは財政課が所管をして管理をするところありますよね、いろいろ。そういうことというのはち

+

ゃんとこれから見ていかないと、この種のもの
はやっぱり起こってしまうと思うんです。そこ
にはぜひ万全を期していただきたいというふう
に思いますが、総括的に市長にしかお聞きしよ
うないようですから、市長からそのところを
明確にお聞かせをいただきたいと思います。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

私は、事務処理は適切にされてるといふ
に考えております。

しかし、議員ご指摘のように行政組合側もや
はり業務で行ってるわけですから、確かにグレ
ーチングは落ちないというそういう前提でこれ
進めておりますので、そういった意味からは行
政組合側ももっと慎重にやはり運転をしなきゃ
いけないんじゃないかという点はこれからもお
願ひしていききたいというふうに思っております。

また、福祉事務所なり、あるいは市道に関す
ることなんかもそうなんです、やはりご指摘
のとおり近年事故非常に多いなというふうに思
っておりますので、この福祉の事故の後、各施
設の方、児童センター含めていろいろ点検した
というふうに聞いておりますけども、それと同
時に例えば商工観光課所管の公園等々なんかも
こういった事故のときはきちっと点検してるわ
けでございますけども、今後も定期的にこれら
についてしっかりと管理に努めるように指
導してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○佐々木謙二議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 今質疑聞いていて事務
処理は適切に行われてると言われましたが、そ
の事故報告書をだれが書いて、財政の方で確認
したのかどうかですね。福祉事務所長はどうも
現場見てないように聞こえたんですね。

私ら見てきて、埋め戻したからグレーチング
が外してあったのがあったんですね。それが
ゆがんでいるのは、どうも除雪のときにゆがん

だように見えたんです。一般に走ってはゆがま
ないです、絶対あんなふうには。なのでいつの
除雪のときに壊れたかというの私わかりません。
もう何年もそういう状態で来たのか、それとも
今回の冬こういふような除雪のときに、つめが
ひっかかって多分ゆがんだんだと思います。ゆ
がんでるので、それに上がって、はね上がって
壊れたというふうになるんだと思いますね。

どうも今のそれぞれの話聞いてると、だれも
現場見てなくて文書だけで、今ここに出席し
てる人ですよ、見てなくて事務処理的に文書だ
けで全部済ましてしまったように聞こえるんで
すね。そこはどうなんですか。こういう事故報
告書というのは書くわけですね。現場見ないで
書くというのは私はあり得ないと思うんですけ
ど、そこはどうなんですか。そこわかる人。

○佐々木謙二議長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 平野児童センターの方
から事故報告書が提出されてきておりまして、
それに見取り図的なものとそのときの状況が記
されております。

○佐々木謙二議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 いや、ですからそれは
報告書わかりましたけれども、本当にそうかど
うかというのは管理職としては確認しなきゃい
けない部分じゃないですか。私ら疑問を持った
んで見に行ったんですよ、現場に。普通は疑問
を持つんですよ。側溝に、いわゆる工作車が行
ったのかもしれないけれども、車体そのもの
が重いんですね。重いので、それがゆがんでは
ね上がったんでないかと思ったわけですよ、協
議会の場で。だけどもどうも違うようだという
ことで、わざわざ見に行ったんです、そこ。そ
うしたら雨水が流れる水路ですから、これぐら
いですよ、幅。真っすぐタイヤ持っていったつ
て入らない幅のやつだと思います、多分。な
ので極めて不自然だということで見に行ったん
です。すると文書だけでだれも現場に行ってい

ということですか。福祉事務所長も行ってないですか。どうですか、そこは。

○佐々木謙二議長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 お答えします。

担当職員が行って写真も撮っておりますが、私は見てございません。申しわけありません。

○佐々木謙二議長 ほかにご質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第80号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第82号 長井市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第82号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。

よって、議案第82号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第85号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての1

件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第85号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。

よって、議案第85号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第8 議案第81号 長井市後期高齢者医療に関する条例の設定について外8件

○佐々木謙二議長 次に、日程第8、議案第81号 長井市後期高齢者医療に関する条例の設定についてから、日程第16、議案第91号 平成19年度長井市水道事業会計補正予算第1号までの9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内容重治市長。

(内容重治市長登壇)

○内容重治市長 議案第81号 長井市後期高齢者医療に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、本市が行う事務に関係し必要な事項を定めるため、ご提案申し上げるもでございます。

議案第83号 長井市一般職の職員の給与に関

+

する条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、人事院の給与勧告に準拠し、一般職の職員について平成19年4月に遡及し若年層に限定した給料月額を引き上げ、子などに係る扶養手当の引き上げ、勤勉手当支給率の0.05カ月引き上げ等所要の改正を行うため、ご提案申し上げます。

次に、議案第84号 長井市「文教の杜ながい」設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市文教の杜ながいの利用拡大と普及啓蒙のため一部の施設の名称を見直すとともに、指定管理者制度を導入するため必要な事項を定めるべくご提案申し上げます。

次に、議案第86号 平成19年度長井市一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に1億770万2,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ107億5,189万1,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、主なものといたしまして、一般職の人件費7,685万1,000円、医療扶助費2,360万円、保育園運営負担金1,047万4,000円などを追加し、山形県議会議員選挙費948万4,000円などの不用見込み額を減額いたすものでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、表のとおり追加するものでございます。

議案第87号 平成19年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

本案は、予算の総額に121万2,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,307万4,000円といたすものでございます。

補正の内容につきましては、被保険者の健康指導に活用する健康指導用機器21万2,000円、

過年度に遡及して喪失した場合における被保険者への国保税の還付金100万円を追加し、それに伴う繰越金を増額いたすものでございます。

議案第88号 平成19年度長井市物品調達特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額から70万円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,696万6,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、主なものといたしまして、燃料費の不用見込み額を減額するなどいたすものでございます。

次に、議案第89号 平成19年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額から4,303万8,000円を減額し、予算の総額を19億4,431万2,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入の主なものといたしまして、特定環境保全公共下水道事業の単独事業費の減額に伴う下水道事業債の減額補正を行うものでございます。

歳出におきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正を行うとともに、物件移転補償費などの事業費の減額補正を行うものでございます。

第2条につきましては、条文のとおりでございます。

議案第90号 平成19年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出の補正でございますが、予算の総額から955万4,000円を減額し、予算の総額を1億190万8,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入の主なもの

といたしまして、特定地域生活排水処理事業の国庫補助金及び市債の減額補正を行うものでございます。

歳出におきましては、浄化槽事業費の減額に伴う工事費の減額補正を行うものでございます。

第2条につきましては、条文のとおりでございます。

次に、議案第91号 平成19年度長井市水道事業会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

補正の内容でございますが、第2条に定めました業務の予定量につきましては、建設改良事業で配水施設整備費を4,450万円減額し、第3条では第1款水道事業費用で33万7,000円を減額いたすものでございます。

第4条につきましては、本文括弧書きの中の条文を改めますとともに、第1款資本的収入から4,450万円を、資本的支出では4,430万8,000円をそれぞれ減額いたすものでございます。

第5条につきましては、条文のとおり改めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木謙二議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

まず、日程第8、議案第81号から、日程第10、議案第84号の質疑を行います。

なお、これからの一般議案3件につきましては、関係する常任委員会に付託の上、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

それでは、日程第8、議案第81号 長井市後期高齢者医療に関する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第9、議案第83号 長井市一般職

の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第10、議案第84号 長井市「文教の杜ながい」設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第11、議案第86号から、日程第16、議案第91号までの質疑を行います。

なお、これからの予算議案6件につきましては、予算特別委員会を設置し、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

それでは、日程第11、議案第86号 平成19年度長井市一般会計補正予算第5号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第12、議案第87号 平成19年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第3号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第13、議案第88号 平成19年度長井市物品調達特別会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第14、議案第89号 平成19年度長

+

井市公共下水道事業特別会計補正予算第2号の1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第15、議案第90号 平成19年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第16、議案第91号 平成19年度長井市水道事業会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で全議案に対する質疑を終結いたします。お諮りいたします。

日程第8、議案第81号 長井市後期高齢者医療に関する条例の設定についてから、日程第10、議案第84号 長井市「文教の杜ながい」設置条例の一部を改正する条例の制定についてまでの一般議案3件は、別紙付託表のとおり関係する常任委員会に付託の上ご審査願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。お諮りいたします。

日程第11、議案第86号 平成19年度長井市一般会計補正予算第5号から、日程第16、議案第91号 平成19年度長井市水道事業会計補正予算第1号までの予算議案6件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

予算議案6件は、ただいま設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託することにいたします。

日程第17 請願第10号 牛海綿状脳症（BSE）全頭検査に対する全額補助継続を求める意見書を政府等に提出することを求める件外5件

○佐々木謙二議長 次に、日程第17、請願第10号 牛海綿状脳症（BSE）全頭検査に対する全額補助継続を求める意見書を政府等に提出することを求める件から、日程第22、請願第15号 法人税・所得税及び証券税制見直しに関する意見書提出方請願までの6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本請願6件は、別紙付託表のとおり関係する常任委員会に付託の上ご審査願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

散 会

○佐々木謙二議長 本日は、これをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時15分 散会

+